

特殊電源装置に係る電気	暖房				照明				区 分	使 用 料	の 額 (一時間につき)
	会議室	小体育場	大体育場	全館(会議室を除く。)	ステージ	会議室	小体育場	大体育場			
実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額	七〇円	六六〇円	二、八五〇円	四、一〇〇円	一八〇円	三〇円	三七〇円	全灯使用	アマチュアスポーツに使用するとき	三、八〇〇円	その他の催物に使用するとき
								二分の一減灯使用			
実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額	九〇円	八四〇円	三、八〇〇円	五、三五〇円	二四〇円	四〇円	四七〇円	二、五〇〇円		三、七〇〇円	

(三) 照明等の使用料

間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

二 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義でするかを問わず、体育館の入場者から徴収するその入場の対価をいう。

三 放送設備の使用において、使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもつて使用するときの使用料の額は、入場料を徴収する場合の使用料の額とする。

備考 使用時間が一時間未満であるときは当該使用時間を一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
 二 貸切使用によらず使用する場合の使用料
 (一) 体育館(温水シャワーを除く。)の使用料

区	分	使 用 料 の 額
小学校児童及び中学校生徒		(午前九時から午後一時まで、午後一時から午後五時まで及び午後五時から午後九時までのそれぞれの時間の区分ごとに一人につき)
高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生		五〇円
一般		一一〇円
		二二〇円

備考 この表における「小学校児童及び中学校生徒」及び「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。

(二) 温水シャワーの使用料

一人一回につき百二十円

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県条例第二十三号

秋田県立野球場条例及び秋田県立総合プール条例の一部を改正する条例

(秋田県立野球場条例の一部改正)

第一条 秋田県立野球場条例(昭和四十七年秋田県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「秋田市新屋町字砂奴寄四番地の五」を「秋田市新屋町字砂奴寄四番六」に改める。

(秋田県立総合プール条例の一部改正)

第二条 秋田県立総合プール条例(昭和五十八年秋田県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「秋田市新屋町字砂奴寄四番地の五十」を「秋田市新屋町字砂奴寄四番六」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第二十四号

秋田県スポーツ科学センター条例の一部を改正する条例

秋田県スポーツ科学センター条例（昭和五十三年秋田県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次のただし書を加える。

ただし、センター（クライミングウォールを除く。）を貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。

別表第一の表の備考以外の部分を次のように改める。

第一 貸切使用する場合の使用料

区	分	使 用 料 の 額（一施設一時間につき）		
		午前九時から午後一時まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時までの時間以外
体育場	使用者が主として児童生徒のために使用する場合	二九〇円	三七〇円	六五〇円
	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用する場合	六五〇円	七四〇円	一、四五〇円
ウエイトリフティング場	使用者が主として児童生徒のために使用する場合	一五〇円	一四〇円	一〇〇円
	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用する場合	三一〇円	三〇〇円	二四〇円
研修室		七五〇円	七二〇円	六九〇円
会議室		二〇〇円	二二〇円	二四〇円

別表第一の表の備考一を削り、同表の備考二中「午後五時から午後九時までの」を「この表に定める時間の区分ごとに、使用時間が一時間未満である

ときは当該使用時間を一時間とし、「に」、「当該」を「当該」に、「して計算した使用料を徴収する」を「する」に改め、同表の備考二を同表の備考一とし、同表の備考三中「とは」の下に「、小学校就学の始期に達するまでの者」を加え、「これ」を「これらの者」に改め、同表の備考三を同表の備考二とし、同表の備考に次のように加える。

三 体育場の使用において、当該体育場の半面を貸切使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に二分の一を乗じて得た額(当該額に十円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額)とする。

別表第二を削り、別表第三中「個人等が」を「貸切使用によらず」に改め、同表第一号を次のように改める。

一 体育場、ウエイトリフティング場、トレーニング場及びクライミングウォールの使用料

区 分	使 用 料 の 額
小学校児童及び中学校生徒	六〇円
高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	九〇円
一般	一四〇円

備考 この表における「小学校児童及び中学校生徒」及び「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。

別表第三第二号の表の備考一中「これ」を「これらの者」に改め、同表の備考中二を削り、三を二とし、別表第三を別表第二とする。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県条例第二十五号

秋田県立武道館条例の一部を改正する条例

秋田県立武道館条例(平成十五年秋田県条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条に次のただし書を加える。

ただし、貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。
別表第一号(一)の表の備考以外の部分を次のように改める。
(一) 大道場等の使用料

区		分		使用料の額(一施設一時間につき)	
大道場		午前九時から午後九時まで	午前九時から午後九時までの時間以外	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
アマチュアスポーツに使用する時	使用者が主として児童生徒のために使用する時	一、四〇〇円	二、八〇〇円	アマチュアスポーツに使用する時	使用者が主として児童生徒のために使用する時
	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用する時	二、八〇〇円	五、六〇〇円		
その他の催物に使用する時	平日	一、二〇〇円	二、四〇〇円	その他の催物に使用する時	使用者が主として児童生徒のために使用する時
	土曜日・日曜日・休日	一三、四〇〇円	二六、八〇〇円		
営利を目的としない催物である時	平日	二九、三〇〇円	五八、六〇〇円	営利を目的としない催物である時	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用する時
	土曜日・日曜日・休日	三五、一〇〇円	七〇、二〇〇円		

		営利を目的とする催物であるとき	
		平日	土曜日・日曜日・休日
小道場	使用者が主として児童生徒のために使用するとき	八〇〇円	一、六〇〇円
柔道場	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき	一、六〇〇円	三、二〇〇円
剣道場	使用者が主として児童生徒のために使用するとき	一、一〇〇円	二、二〇〇円
近代的弓道場	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき	二、二〇〇円	四、四〇〇円
相撲場	使用者が主として児童生徒のために使用するとき	四〇〇円	八〇〇円
	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき	八〇〇円	一、六〇〇円
屋外相撲場	使用者が主として児童生徒のために使用するとき	二〇〇円	四〇〇円
	使用者が主として児童生徒以外の者のために使用するとき	四〇〇円	八〇〇円

別表第一号(一)の表の備考一中「午前九時前の使用又は午後九時後の使用については」を「この表に定める時間の区分ごとに」に改め、「であるときは」の下に「当該使用時間を」を加え、同表の備考三中「幼児並びに」を「小学校就学の始期に達するまでの者、」に改め、同表の備考五中「使用者」を「大道場の使用において、使用者」に、「営業」を「営業」に改め、「とき」の下に「の使用料の額」を加え、「を徴収する。」を「の額とする。」に改め、同号(二)を削り、同号(三)中「附属施設・設備使用料」を「附属施設及び附属設備の使用料」に改め、同号(三)の表の備考中「であるときは」の下に「当該使用時間を」を加え、同号(三)を同号(二)とし、同号(四)中「照明・暖房・冷房使用料」を「照明等の使用料」に改め、同号(四)の表の備考中「であるときは」の下に「当該使用時間を」を加え、同号(四)を同号(三)とし、別表第二号を次のように改める。

二 貸切使用によらず使用する場合の使用料

- (一) 武道館(温水シャワーを除く。)の使用料

区 分	使 用 料 の 額 (午前九時から午後一時まで、午後一時から午後五時まで及び午後五時から午後九時までのそれぞれの時間の区分ごとに一人につき)
小学校児童及び中学校生徒	一一〇円
高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	一四〇円
一般	二四〇円

備考 この表における「小学校児童及び中学校生徒」及び「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。

(二) 温水シャワーの使用料

一人一回につき百二十円

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県条例第二十六号

秋田県スポーツ選手強化基金条例を廃止する条例

秋田県スポーツ選手強化基金条例(平成二年秋田県条例第五号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十年三月三十一日から施行する。

秋田県条例第二十七号

秋田県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

秋田県政務調査費の交付に関する条例(平成十三年秋田県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「一件五万円以上の」を「当該収支報告書に記載された」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県政務調査費の交付に関する条例第十条第四項の規定は、この条例の施行の日以後に交付の決定が行われる政務調査費について適用し、同日前に交付の決定が行われる政務調査費については、なお従前の例による。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 018766 FAX 018766
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄